

◇不法投棄を発見したとき

・不法投棄者を目撃

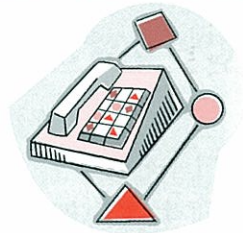
直接話しかけたりせず、確認できる範囲で車の色や車両ナンバーをメモして、環境課（82-2911内線355）または警察へ通報してください。

・不法投棄されているものを発見

- ①道路上、公共施設等への投棄物は市で回収しますので、ご連絡ください。
- ②個人の土地への不法投棄物は、原則として土地の所有者または土地の管理者の責任ですので、市では回収しません。

※個人の財産の可能性があります。土地の所有者の許可なく、運び出さないようにしてください。

- ③産業廃棄物の不法投棄は、市は回収しません。発見した際は、その場から動かさずに環境課または鹿行県民センター環境・保全課（0291-33-6057）、警察へ通報いただくようお願いいたします。



合併浄化槽設置補助金制度

市では、家庭から出る生活排水による湖沼や河川の水質汚濁を防止するため、合併浄化槽の設置費用の一部を補助しています。

また、単独浄化槽を撤去し、合併浄化槽へ転換する人にも撤去費用の補助を行っています。

【補助対象となる人】

市内在住（在任予定者も含む）で、市税の滞納がなく、居住を目的とした住宅に10人槽以下の浄化槽を設置する人。なお、霞ヶ浦流域については高度処理型のみ対象とし、霞ヶ浦流域外については通常型の設置を対象とします。

【補助金額】

通常型浄化槽／5人槽＝294,000円、高度処理型浄化槽／5人槽＝876,000円、単独浄化槽の撤去＝90,000円

※6人槽以上の場合や手続きなど詳しくは環境課（内線353）へお問い合わせください。



リサイクル施設に

多くの小学生が社会科見学に訪れました

市内や近隣の市から11の小学校、566名の生徒がリサイクル施設の見学に訪れてきています。

見学に来た子供達は、ごみがどうやって処理されているかについて学ぶだけでなく、自分達はどんな3R活動ができるのかについて一生懸命考えていました。

